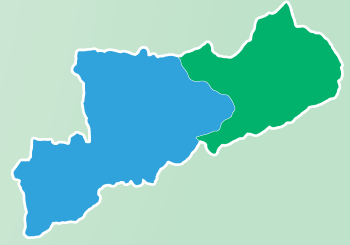


合併協議会だより



発行責任者：広見町・日吉村合併協議会 会長 山本雅之

編集：広見町・日吉村合併協議会事務局
広見町大字近永800番地 1



合併協議会委員・顧問・監査委員の皆さん
設立を記念して（二月十五日撮影）

新町の事務所の位置は 現在の広見町役場

第二回協議会

第二回協議会は二月五日、日吉村住民センターで午後二時開会し、「新町の事務所の位置」など十の協議案を確認しました。

「新町の名称について」
「町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて」は、継続協議となりました。

「新町の名称について」が継続になったことに伴い、追加日程で「新町名候補選定小委員会の設置について」の議案を提出し、全会一致で承認しました。

新町の名称については今後小委員会で検討、協議することになりました。

確認された協議案

新町の事務所の位置について

一 新町の事務所の位置は、合併当初は広見町大字近永八百番地一（現在の広見町役場）と

二 現在の日吉村の役場の位置に支所を置くものとする。

三 新たに建設する庁舎については、合併特例債活用可能な期間内に、広見町地内に建設するものとする。建設候補地については、広見町大字永野市、同近永、同出目、同興野々の中から、二町村からの交通の事情等に考慮し、住民の利用に最も便利な位置を選定するものとする。

四 合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、電算処理システムのネットワーク化等により、必要な機能の整備を図るものとする。

財産の取扱いについて

二町村の所有する財産、公の施設及び債務等は、合併時点で所有するものすべてを新町に引き継ぐものとする。

地方税の取扱いについて

- 一 税率については、各税とも地方税法の定めによる標準税率とする。
- 二 納期については、平成十六年度については旧町村の例により、平成十七年度から、新たに納期を定めるものとする。
- 三 納期前納付に対する報奨金については、一円未満切捨てにより算出した額とする。
- 四 納税組合に対する納税奨励金制度は廃止の方向で検討する。

地域審議会の取扱いについて

- 地域審議会については、市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第一項の規定に基づく地域審議会を新町において設置する。
- 各地区の地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

新町建設計画について

新町建設計画については、新町建設計画策定小

委員会において検討し、協議会で協議する。

特別職の職員の身分の取扱いについて

- 特別職の職員（町議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。
- 一 町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
 - 二 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

三 審議会・委員会等の附属機関については、

- 二町村に設置されているが、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。一町村のみを設置されているものは、新町建設計画策定小

は、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。

- 四 その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。
- 五 新町の長の職務執行者については、合併までに二町村の長が別に協議して定めるものとする。

条例、規則等の取扱いについて

広見町及び日吉村の合併については、新設合併であり、関係町村の条例・規則等は合併と同時に消滅するため、新町において新たに条例、規則等を制定する。

条例、規則等の制定については、次の方法による。

- 一 二町村で施行されているものについては、いずれかを基本に内容調整を行う。
- 二 一町村のみで施行されているもの及び公の施設については、原則として現行のとおりとする。

する。

三 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って内容調整を行う。

四 制定については、新町の事務事業に支障をきたさないよう、次の区分による。

- 一 合併時に町長職務執行者の専決処分により即時制定し施行させるもの。
- 二 町長職務執行者の専決処分になじまないもので、新町議会で逐次可決し、制定、施行させるもの。

三 各町村で施行されていた条例、規則等で、目的、内容により一定地域を対象に引き続き暫定的に施行するもの。

組織及び機構について

一 新町の組織及び機構は、現在の広見町及び日吉村の庁舎を有効活用したものである。

- 一 日吉村の事務所の位置には、現在の村の区域を所管し、現行組織から管理機能を除いた組織を、支所として合併時に設置する。

二 現在の連絡所その他の出先機関等は、合併後も現行のまま存続する。

二 新町の組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

三 新町の組織及び機構は、「新町における行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。

【新町における行政組織及び機構の整備方針】

合併時における組織及び機構は、合併の趣旨を踏まえ、その効果を最大限に生かすため次の事項を基本として整備するものとする。ただし、合併後は常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

- 一 住民にわかりやすく、利用しやすい組織機構
- 二 住民の声を適正に反映できる組織機構
- 三 簡素で効率的な組織機構
- 四 新町の建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- 五 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織機構
- 六 地方分権における行

政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構
七 本庁と支所からなる組織機構

一部事務組合等の取扱いについて

- 一 一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。
- 二 鬼北土地開発公社については、新町として引き続き加入するものとする。

補助金、交付金等の取扱いについて

現在の二町村での団体等に対する補助金、交付金については、従来からの経緯、実情を考慮に入れ、新町での必要性、公平な観点及び財政面において十分検討するとともに、各種団体等に対する補助金交付基準を定め、調整を図るものとする。

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構（区長・組長制度等）については、

平成十六年度は現行のとおりとし、平成十七年度から調整する。

町字名の取扱いについて

大字の名称・区域は、従前のまま新町に引き継ぐ。

慣行の取扱いについて

- 一 町章、町花及び町木は、合併までに公募により選定するものとする。
- 二 町民憲章、宣言、シンボルマーク、キャッチフレーズ、町歌等は、合併後新町で定めるものとする。
- 三 名誉町民制度は合併時に調整する。現名誉町村民については、既に各町村において功績を讃えるため、その称号を贈っていることから、現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、待遇及び特典については合併時に調整するものとする。

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

農業委員会については、合併時に統合するものと

し、農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成十七年七月十九日まで引き続き新町の農業委員会の選挙に

よる委員として在任する。新町の選挙による委員の定数は、二十人とする。また、報酬の額は、合併時に調整する。

新町建設計画策定小委員会を開催

第一回協議会で承認を受け設置された、新町建設計画策定小委員会は、第一回会議を一月二十六日、第二回会議を二月三日に開催しました。

新町建設計画策定小委員会委員名簿

選出町村	役職名	氏名	備考
広見町	収入役	河野通夫	委員長
	議長	坂本末光	
	学識経験者	谷口隆義	
	学識経験者	酒井哲夫	
日吉村	助役	大森時政	副委員長
	議長	大芝進	
	学識経験者	馬木正雄	
	学識経験者	入田伸介	

建設計画とは、合併特例法第五条に、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進し、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るため、新町建設計画を作成しなければならぬと規定されており、新町の将来像を住民に示す、マスタープラン（基本計画）となるものです。小委員会では、二町一村で検討してきた建設計画を基に、新たな建設計画を策定しています。第二回の小委員会では、新町のまちづくりの基本方

針や主要施策などの具体的な協議を行い、原案の確認を行いました。これを基に愛媛県への意見照会を行い、今後の事務作業を進め、現段階では七月の協議会で最終確認を行う予定です。なお、小委員会の委員構成は別表のとおりです。



第一回小委員会

新町名候補選定

小委員会を設置

新町の名称については、第二回協議会に、きほく合併協議会での確認を尊重し、「きほく町」を事務局案として提案しました。委員の中から「新しい枠組みになったのだから、町名はもう一度考え直すべき」「二町一村でも鬼北

は鬼北だから賛成する」などの意見がありました。事務局ではこういう意見を踏まえ、新町名候補選定小委員会の設置議案を提出し、全会一致で承認しました。なお、小委員会の委員構成は次表のとおりです。



第二回協議会

新町名候補選定小委員会委員名簿 (敬称略)

選出町村	役職名	氏名	備考
広見町	議員	松田 八重子	副委員長
	学識経験者	二宮 建一	
	学識経験者	山下 一子	
	学識経験者	岩本 益太郎	
日吉村	議員	山崎 保	委員長
	学識経験者	渡辺 文恵	
	学識経験者	宮本 幸孝	
	学識経験者	宮本 芳春	

協議会は傍聴できます。

第3回協議会

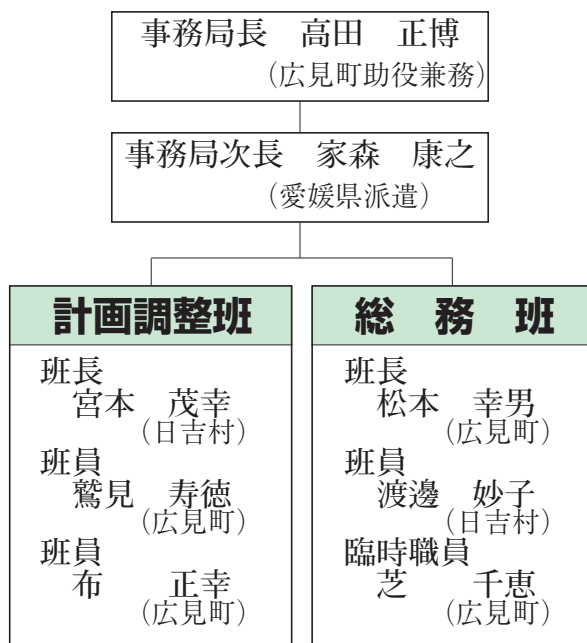
- 月 日 **3月9日(火)**
- 時 間 **午後2時**
- 場 所 **広見町民会館 3階大会議室**

第4回協議会

《予 定》

- 月 日 **4月7日(水)**
- 時 間 **午後2時**
- 場 所 **日吉村住民センター 3階ホール**

事務局組織図



合併に関するお問い合わせは

広見町・日吉村合併協議会事務局

TEL : 0895-45-1111 (内線400~404)

FAX : 0895-45-3078

メールアドレス :

gappei@town.hiromi.ehime.jp

※ ご意見等お待ちしております。

事務局体制決まる

広見町・日吉村合併協議会が一月一日設置されたことに伴い、事務局体制も変わりました。これまでの計画班と調整班を統合して計画調整班とし班構成を二班としました。また、一月一日付けで新たに広見町から布正幸主査が派遣され、局長以下八人体制になりました。